

保健衛生だより

※母親学級について

従来は三回コースで開催しておりましたが、今後は一回コースで終了致します。日程はミルク支給日の第一日目に開催します

※乳児検診について
従来は三ヶ月、五ヶ月、十ヶ月児を対象にしておりましたが、今後は三ヶ月と九ヶ月児を対象に行ないます。尚、三ヶ月検診の時に、検診の無料券を交付します。生後六ヶ月までの間に、医療機関で検診を受けて下さい。その際の検診料は無料となります。詳しいことは保健衛生課へお問い合わせ下さい。

5月の行事

※一才児検診

- 受付時間 黒埼町公民館
5月10日 午後1時～1時20分
- 対象 48年1月1日～4月30日までに生まれた者

※乳児検診

- 5月15日 黒埼町公民館
受付時間 午後1時～1時20分
- 対象 48年8月、49年2月生まれの者

※小児マヒ生ワクチン投与

- 5月20、21日 黒埼町公民館
- 20日は大野校区外
- 21日は大野校区内の方、但し、都合の悪い方はどちらの日でも結構です。

○時間 午後1時～2時

○ 対象 生後3ヶ月～18ヶ月のもの(但し、2回投与を受けたものは除く)

※百ジフ破傷風予防接種

- 5月24日 黒埼町公民館
- 時間 午後1時～2時

- 対象 生後3ヶ月～6ヶ月の者と三回接種後12ヶ月の者
- ※母親学級
5月30日 黒埼町公民館

- 受付時間 午前9時30分～45分
- 受講時間 午前9時45分～午後3時30分(1日で終了です)

○ 対象 今月始めてミルクの支給を受ける妊婦(但し、その他で受講したい人は、この限りでない)

○ 携行品 母子手帳、筆記用具、主食(御飯かパン)、副食はこちらで用意します。

○ 受講料 百五十円也

○ 学級内容 安産のために、妊娠中の衛生、妊娠中の歯牙衛生

○ 妊娠中に起りやすい異常と分娩の経過、産褥の経過と生活及び起りやすい異常、新生児の保育

※献血

- 5月29日 黒埼町公民館
- 時間 午前9時30分～午後3時

6月の行事

※乳児検診

- 6月12日 黒埼町公民館
- 受付時間 午後1時～1時20分
- 対象 48年9月、49年3月生まれの者

※二才児検診

- 6月14日 黒埼町公民館
- 受付時間 午後1時～1時20分
- 対象 47年3月1日～6月30日までに生まれた者

※ツ反及びBCG接種

- ツ反及びBCG接種
- ツベルクルン検査
- 6月25日 黒埼町公民館
- 時間 午後1時～2時
- 対象 4才までの乳幼児で今まで一度もツ反、BCGを受けたことのない者(今までに1回で

も受けたことのある人は、受けなくてもよい)と4才以上の者で一度も受けたことのない者(保育所では実施しない)(判定及びBCG接種)

- 時間 午後1時～2時
- 対象 ツ反を受けた者
- 百ジフ破傷風予防接種
- 6月28日 黒埼町公民館
- 時間 午後1時～2時
- 対象 生後3ヶ月～6ヶ月までの者と三回接種後12ヶ月～18ヶ月までの者

「お知らせ」

ごみ収集

日曜・祭日は休み

清掃事業については、何時も格別なご協力をお願いしておりますことを厚くお礼申し上げます。ついては次の点に留意し、清掃事業が円滑に運営されるよう多大なるご協力を、おねがいします。

○ごみ収集については

- ◎ 新年度(4月1日)より、ごみ収集は祭日も休みとなります。よってこれからは日曜日、祭日のごみ収集は休みです。
- ごみは、収集日の朝(8時30分まで)以外絶対に出さないで下さい。附近の方がめいわくします。
- ごみは必ず、丈夫な紙袋等に入れ、口をかたくむすんで出して下さい。
- ごみ袋の中には危険物(空缶・空ビン・薬品等)を絶対に入れないで下さい。指定された日だけに差し出しなう

— 知っておきましよう

検察審査会制度を—

◎ 起訴、不起訴とは?

犯人を処罰するには、裁判所の裁判によらなければなりません。裁判所に犯人の処罰を求めるのは検察官の仕事です。

—これを起訴といいますが、—

しかし、検察官は、すべての犯人を起訴するわけではなく、検察官の判断で起訴しないものもあります。

—これを不起訴といいますが、—

◎ 検察審査会とは? 検察審査会とは、国民の代表として衆議院議員選挙人名簿に登載されている者の中から「くじ」で選ばれた十一人の検察審査員で構成され、検察事務所に国民の意思を反映させて、その適正を図る一方、犯罪の隣に泣く被害者を保護することを目的として設けられ、

検察官のした不起訴処分の可否を審査すること。

—検察事務所の改善について建議、勧告することの二つの役目をもつ国の機関です。

◎ 尿収集については

- ◎ 新年度よりくみとり料金が値上りしました。
- 18リ35円が40円です
- 黒埼町指定の業者は次のとおりです。
- 横山清掃 七二四八三
- 渡辺清掃 七一四三三
- 水洗便所を設置するときには法律によって県知事に届出をしなければなりません。
- 届出をしていない方は至急役場へ届して下さい。

◎ 審査の方法は? 検察審査会は、犯人の被害者等から、検察官のした不起訴処分について納めできないとして審査の申立てを受けたとき等は、検察官から事件の記録を取り寄せて調べ、必要に応じて、証人を尋問し、犯罪の現場を見分、また法律や医学その他専門的事項については、それぞれの専門家の助言を求めたりして、その不起訴処分が相当であるかどうかを審査します。

審査の結果、不起訴処分は相当でないという結論に達したときは、その旨の議決書を作成し、事件を不起訴処分にした検察官を指揮監督する検事正に送付して再考を促します。検事正はその議決書を参考に、事件を起訴すべきであると考えたときは、あらためて起訴の手続きをとることになります。

そのほか、検察事務所に改善すべき点があると判断したときは、その旨の議決書を作成して検事正に送付し、これが改善について建議、勧告することもできます。

◎ 審査の申立ては?

犯罪を告訴、告発をした人や、犯人を告訴、告発を被った人で、検察官の不起訴処分の不服の方は審査の申立てをすることができます。

なお、申立ての手続き等については詳しくお知りになりたい方は次のところにご相談下さい。

- 新潟市学校町通一
- 新潟地裁内
- 新潟検察審査会事務局
- 新潟二一四一三一番へ